

法規18 建築士法・建設業法

- 1 建築士事務所の更新の登録を受けようとする者は、有効期間満了の日までに登録申請書を提出しなければならない。
- 2 建築士事務所を管理する建築士は、建築士事務所の規模にかかわらず、専任でなければならない。
- 3 建築士事務所の開設者は、工事監理を終了したときは、直ちに、工事監理報告書を建築主事に提出しなければならない。
- 4 法人である建築士事務所が破産により解散したときは、その役員であった者が30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 建築士事務所の開設者は、建築士事務所を管理する建築士の氏名について変更があったときは、2週間以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 6 業務に関して不誠実な行為を行い、一級建築士の免許を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者は、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けることができない。
- 7 工事監理を行う建築士は、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を設計を行った建築士に報告しなければならない。
- 8 一級建築士は、勤務先の建築士事務所の名称が変わったときは、その日から30日以内に、その旨を、住所地の都道府県知事に届け出なければならない。
- 9 建築士は、設計を行う場合においては、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うように努めなければならない。
- 10 国土交通大臣は、建築基準法の規定に違反した一級建築士の免許の取消しをしようとするときは、中央建築士審査会の同意を得なければならない。
- 11 一級建築士は、他人の求めに応じて報酬を得て、建築工事の指導監督のみを行うことを業としようとするときであっても、一級建築士事務所を定めて、登録を受けなければならない。
- 12 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の業務に関する事項を記載した帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、当該閉鎖をした日の翌日から起算して10年間当該帳簿を保存しなければならない。
- 13 建築士事務所の登録は、5年間有効である。
- 14 建築士事務所の登録は、一級建築士事務所については国土交通大臣が行い、二級建築士事務所及び木造建築士事務所については都道府県知事が行う。
- 15 一級建築士は、他の一級建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとする場合、当該一級建築士の承諾が得られなかったときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができる。
- 16 延べ面積1,500m²、高さ8mの木造2階建の事務所を新築する場合においては、一級建築士でなければ、その設計及び工事監理をしてはならない。
- 17 木造2階建、延べ面積140m²の住宅の新築工事の場合、建設業法上、建設業の許可を受けなくても当該工事を請け負うことを営業とすることができる。
- 18 元請負人は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見をきかなければならない。
- 19 国又は地方公共団体が注文者である建築一式工事で当該工事1件の請負代金の額が2,500万円のものについては、専任の主任技術者又は監理技術者を、当該工事現場に置かなければならない。
- 20 注文者は、請負人に対して、あらかじめ下請負人の選定について書面による承諾を与えた場合を除き、建設工事の施工につき著しく不相当と認められる下請負人の変更を請求することができる。
- 21 建築士法上、「工事監理」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認し、建築工事の指導監督を行うことをいう。
- 22 二級建築士であっても、一級建築士を使用する者で所定の条件に該当する場合は、一級建築士事務所の開設者となることができる。
- 23 一級建築士は、二級建築士が設計した延べ面積200m²、高さ9m、鉄筋コンクリート造、地上2階建の住宅の設計図書の一部を変更しようとする場合、原則として、当該二級建築士の承諾を求めずに、その設計図書の一部を変更することができる。
- 24 建設業法上、建設工事紛争審査会については、国土交通省に中央建設工事紛争審査会、都道府県に都道府県建設工事紛争審査会、政令で指定する人口25万人以上の市に政令指定市建設工事紛争審査会をそれぞれ置くこととされている。
- 25 建設工事の注文者から報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する委託契約は、建設業法の規定を適用しない。

法規18 建築士法・建設業法

- 1 × 建築士法施行規則第18条により、建築士事務所の更新の登録を受けようとする者は、有効期間満了の日前30日までに登録申請書を提出しなければならない。
- 2 ○ 建築士法第24条により、建築士事務所を管理する建築士は、建築士事務所の規模にかかわらず、専任でなければならない。
- 3 × 建築士法第20条第2項により、工事監理を終了したときは、直ちに工事監理報告書を建築主に提出しなければならないのは、開設者ではなく建築士である。
- 4 × 建築士法第23条の6第五号により、法人が破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散したときは、その清算人は、30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 ○ 建築士法第23条の5により、建築士事務所の開設者は、建築士事務所を管理する建築士の氏名について変更があったときは、2週間以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 6 ○ 建築士法7条5号により、業務に関して不誠実な行為を行い、一級建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者は、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けることができない。
- 7 × 建築士法18条第3項により、「建築主」に報告する。

- 8 × 建築士法第5条の2第1項及び第2項、建築士法施行令第8条により、一級建築士は勤務先の名称が変わったときは、其の日から30日以内にその旨を国土交通省大臣に届け出なければならない。都道府県知事ではない。
- 9 ○ 建築士法第18条第3項により、建築士は、設計を行う場合においては、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うように努めなければならない。
- 10 ○ 建築士法第10条第4項により、国土交通大臣は、建築基準法の規定に違反した一級建築士の免許の取消しをしようとするときは、中央建築士審査会の同意を得なければならない。
- 11 ○ 建築士法第23条第1項により、一級建築士は、他人の求めに応じて報酬を得て、建築工事の指導監督のみを行うことを業としようとするときであっても、一級建築士事務所を定めて、登録を受けなければならない。
- 12 × 建築士法第24条の4第1項、同施行規則第21条第3項により、15年間保存しなければならない。

- 13 ○ 建築士法第23条第2項により、建築士事務所の登録は、5年間有効である。
- 14 × 建築士法第23条の2により、建築士事務所登録は都道府県知事に対して行う。

- 15 ○ 建築士法第19条により、一級建築士は、他の一級建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとする場合、当該一級建築士の承諾が得られなかったときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができる。
- 16 ○ 建築士法第3条第1項第四号により、延べ面積1,500m²、高さ8mの木造2階建の事務所を新築する場合においては、一級建築士でなければ、その設計及び工事監理をしてはならない。
- 17 ○ 建設業法第3条第1項、同施行令第1条の2第1項により、木造2階建、延べ面積140m²の住宅の新築工事の場合、建設業法上、建設業の許可を受けなくても当該工事を請け負うことを営業とすることができる。
- 18 ○ 建設業法第24条の2により、元請負人は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見をきかなければならない。

- 19 × 建設業法第26条第3項・建設業法施行令第27条第1項第一号により、国又は地方公共団体が注文者である建築一式工事で、当該工事一件の請負代金の額が5000万円以上の場合には、専任の主任技術者又は監理技術者を当該工事現場に置かなければならない。
- 20 ○ 建設業法第23条により、注文者は、請負人に対して、あらかじめ下請負人の選定について書面による承諾を与えた場合を除き、建設工事の施工につき著しく不相当と認められる下請負人の変更を請求することができる。
- 21 × 建築士法第2条第6項により、「工事監理」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認することをいい、建築工事の指導監督は含まない。
- 22 ○ 建築士法第23条の5第1項により、「建築士事務所の開設者」は、第23条の3第1項の規定により建築士事務所について登録を受けた者である。開設者は建築士でなくてもよい。
- 23 × 建築士法第19条により、一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、他の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、当該建築士の承諾を求めなければならない。
- 24 × 建設業法第25条3項により、建設工事紛争審査会については、国土交通省に中央建設工事紛争審査会、都道府県に都道府県建設工事紛争審査会を置くこととされるが、政令指定市建設工事紛争審査会というものはない。
- 25 × 建設業法第24条により、委託その他何らの名義をもってするを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する。